

公布された条例のあらまし

◆奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 議員報酬の支給制限

議員が一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日後最初に開かれる定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間に、当該議員が出席すべき会議等の全てを欠席した場合は、次に掲げる場合を除き、閉会日の属する月の翌月から同月後に当該議員が最初に会議等に出席した日の属する月の前月までの期間に係る議員報酬は、職務に応じて定められた議員報酬の月額に二分の一を乗じて得た額を減じて支給することとした。

(1) 議員が出産のため出席できないとして、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ている場合

(2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により公務又は通勤により生じた災害であると認定された負傷又は疾病により欠席する場合

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合

(4) 負傷又は疾病により療養を要する旨の医師の診断書を提出した場合であつて、当該負傷又は疾病による欠席について、議長が議会運営委員会に諮つてやむを得ないものと認めた場合

2 期末手当の支給制限

六月一日及び十二月一日以前六箇月以内の期間（以下「基準期間」という。

）に議員報酬を減額して支給する期間（以下「減額支給期間」という。）があるときは、減額支給期間に係る期末手当は、基準期間ごとに、在職期間に応じて算定した額に、減額支給期間の月数をその者の在職期間の月数で除して得た

数に二分の一を乗じて得た額を減じて支給することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。